

平成24年(ワ)第206号、同第543号 柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件

原 告 吉田隆介ほか189名

被 告 東京電力株式会社

求 積 明 の 申 立 書

平成25年11月29日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 和 田 光 弘

同 松 永 仁

同 中 村 周 而

同 近 藤 正 道

ほか

被告の平成25年10月31日付回答書に不明確な点があるので、争点を明確にするため、原告らは被告に対し、下記の積明を求める。

記

- 1 被告は、「原子力規制委員会は、原子力発電所の新規制基準への適合性に 関し、『規制の基準を満たしていない原子力発電所は、運転の再開の前提条件を満たさないものと判断する』との見解を示しており、被告は、同6，7号機の運転再開には上記審査の対象となる安全対策が必要であると考えております」と回答しているが、

(1) 上記審査の対象となる安全対策のうち、被告が現時点で実施中ないし実施予定のものを明らかにされたい。

(2) 上記(1)で被告が実施中ないし実施予定のものについて、安全管理に関する技術委員会事務局に設置されたフィルタベントチーム調査チームが検討中の第一及び第二フィルタベントも含めて、それぞれの完了予定時期を明らかにされたい。

2 被告は、「他方で、同6, 7号機の運転再開につき、現時点で具体的に述べる状況ではありませんが、予め立地地域の理解を得るなどの取組みも行う必要があることから、仮に、今後、同6, 7号機についての新規制基準への適合性に係る審査が終了したとしても、被告は、これをもって直ちに運転再開が可能となるとは考えておりません」と回答しているが、

(1) 「予め立地地域の理解を得るなどの取組み」とはどのような取組みを指すのか、具体的に明らかにされたい。

(2) 「取組みも行う必要がある」とする具体的根拠ないし必要が生じた経緯を明らかにされたい。

(3) 上記取組みの中には、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に記載された取組みも含まれるのか。

3 被告が原子力規制委員会に対し前記の規制基準適合申請を行った際の申請書類には、「格納容器圧力逃がし装置及び代替格納容器圧力逃がし装置は、立地自治体の了解の後に運用開始されるものであり、既に設置している耐圧強化ベント系と併せて、立地自治体と協議のうえで定める事業者防災事業計画に基づき、避難状況の確認等を行うことを手順等に明記する。」と記載されているが、

(1) 事業者防災事業計画を定めるにあたっての立地自治体との協議はいつ頃を予定しているのか。

(2) 避難状況の確認等を行うことが明記された手順の作成の完成はいつ頃を予定しているのか。

以上